

愛知県教育委員会公告式規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会公告式規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会規則の公布等について改正する必要があるからである。

## 愛知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の概要・理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、必要となる規定の改正

### 2 改正の内容

条文中の「教育委員会委員長」を「教育長」に改正する。

### 3 施行期日

平成27年4月1日

(ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第3項に規定する日までの間の教育委員会規則の公布及び教育委員会が定める規程の公表については、改正後の愛知県教育委員会公告式規則第1条第1項及び第2項の規定は適用せず、改正前の愛知県教育委員会公告式規則第1条第1項及び第2項の規定は、なおその効力を有する。)

愛知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会公告式規則（昭和三十一年愛知県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「教育委員会委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「教育委員会委員長氏名」を「教育長氏名」に、「教育委員会委員長印」を「教育長印」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第三項に規定する日までの間の教育委員会規則の公布については、改正後の愛知県教育委員会公告式規則（以下「新規則」という。）第一条第一項の規定は適用せず、改正前の愛知県教育委員会公告式規則（以下「旧規則」という。）第一条第一項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項に規定する日までの間の教育委員会が定める規程の公表については、新規則第一条第二項の規定は適用せず、旧規則第一条第二項の規定は、なおその効力を有する。

愛知県教育委員会公告式規則の一部改正新旧対照表

新

第一条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、教育長が署名しなければならない。

2 教育委員会が定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び教育長氏名を記入して、教育長印を押さなければならない。

3 略

旧

第一条 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、教育委員会委員長が署名しなければならない。

2 教育委員会が定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び教育委員会委員長氏名を記入して、教育委員会委員長印を押さなければならない。

3 略